

広島市文化交流会館の施設・設備維持管理業務項目（年間）

施設維持管理業務	主な仕様	回数
清掃	施設内及び構内を清潔な状態に保ち、施設の衛生上の維持管理を図ることを目的として、①日常清掃、②宿泊施設の客室整備、③定期清掃（共用ロビー等の床研磨、カーペットクリーニング、ガラス清掃など）、④植木のせん定等の業務を行う。	①、②毎日 ③、④実施場所により異なる
排気フード清掃・フィルタ交換	厨房の排気フード清掃及びグリスフィルターの交換を行う。	年2回以上 (一部は年4回)
空気調和機集塵フィルター清掃	空調機器の集塵フィルター清掃を行う。	年1回以上
警備	施設（有料駐車場を含む。）における火災、盗難、建物及び器物の損壊並びに不良行為を未然に防止し、施設における秩序の維持並びに保全を図り、施設の正常な運営・管理が行われることを目的として、常駐の方法により警備を行う。	常時
消防用設備保守点検	消防法第17条の3の3に基づき、施設の消防用設備等の点検（機器点検（6か月点検）、機器点検・総合点検（1年点検））等に関する業務を行う。	年2回以上
設備運転管理	施設内全般の設備機能の管理保守及び環境衛生の保持を目的として、関係法令に基づき、①電気設備機器、②空気調和設備機器、③給排水衛生設備機器、④その他について、日常運転業務（設備・備品類の営繕業務、空調機フィルターの日常的な清掃等を含む。）、管制業務、各種記録及び関係図書の作成、保管等の業務を行う。	常時
建築設備定期点検	建築基準法第12条の規定による点検 ①建築設備等の点検（昇降機を除く。）。 ②建築物の点検。	①年1回以上 ②3年に1回
自家用電気工作物保守点検	自家用電気工作物の機能の維持を目的として、自家用電気工作物の保守点検業務を行う。 ①非常用予備発電装置、②受変電設備、③蓄電池装置、④消防法第17条の3の3の規定に基づく点検、⑤その他	保安規定に定める必要数
エレベーター設備保守点検	(1) エレベーター設備の性能の維持を目的として、エレベーター設備（7基）の保守点検業務を行う。 (2) 建築基準法第12条の規定による検査。	(1)常時 (2)年1回以上
自動扉保守点検	自動扉の機能の維持を目的として、自動扉（19台）の保守点検業務を行う。	年4回以上
空調用自動制御機器保守点検	自動制御機器類の機能の維持を目的として、自動制御機器類の保守点検業務を行う。	年3回以上
冷温水発生機保守点検	冷温水発生機の性能の維持を目的として、冷温水発生機の保守点検業務を行う。	年2回以上
環境衛生維持管理	施設の正常な環境衛生の維持を目的として、法令に基づき環境衛生維持管理業務（①空気環境測定業務、②受水槽・高置水槽清掃業務（飲料水・雑用水の定期測定を含む。）、③ぱい煙測定業務、④防虫・防鼠業務を行う。	①年6回以上 ②年1回以上 ③年2回以上 ④年4回以上
建築物飲料水水質検査	施設の適正な環境衛生の維持を目的として、法令に基づき建築物飲料水水質検査業務を行う。	年2回以上

汚水槽雑排水	建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づき、①汚水槽、雑排水槽、②グリストラップの清掃等を行う。	①年2回以上 ②毎月
固形状一般廃棄物処理	施設から排出される固形状一般廃棄物を館外へ搬出し、適正に処理することを目的として、固形状一般廃棄物搬出業務を行う。①可燃ごみ、②不燃ごみ、③その他	①毎日 ②週3回 ③ごみ種類により異なる
駐車場管理機器保守点検	駐車場管理機器の機能の維持を目的として、駐車場管理機器の保守点検業務を行う。	年4回以上
真空ヒーター設備点検	真空ヒーター設備の機能の維持を目的として、真空ヒーター設備の保守点検業務を行う。	年1回以上
構内交換電話設備点検	構内交換電話設備の機能の維持を目的として、構内交換機、電話機等の保守点検業務を行う。	年3回以上
ホール舞台保守点検	舞台機構全般（照明、音響を除く）の保守点検を行う。 ・電動吊物装置 (大會議室の吊物装置を含む) ・手動吊物装置 ・迫り装置 ・操作盤、制御盤等電気回路 等	年10回以上
ホール舞台照明設備保守点検	舞台照明設備の保守点検を行うことによりその機能を維持する。 ・舞台照明器具 ・主幹盤・分岐盤・調光器盤 ・調光操作卓及び遠方操作卓 ・DMX信号系統 等	年6回以上
ホール音響設備保守点検	ホール音響設備が常時完全に運用し得るよう、保守点検を行う。 ・音響調整卓、電力増幅器架 ・スピーカ 等	年1回以上
ホール舞台関係保守	ホールに設置された各種設備の、安全かつ効率的な運転操作及びそれに必要な日常保守作業を実施する。	常時
ホールフルコンサートグランドピアノ保守点検	平成30年度以降、フルコンサートグランドピアノの性能の維持を目的として、保守点検を行う。（平成29年度までは広島市が既に締結しているフルコンサートグランドピアノ賃貸借契約に基づき実施する。）①スタインウェイ&サンズ製、②ヤマハ株式会社製	①年1回以上 ②年2回以上
広島市無料公衆無線LANサービスの運用・保守業務	広島市無料公衆無線LANサービスの運用・保守業務を行う。	常時

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、本業務を行うに当たっては、広島市個人情報保護条例その他個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、本業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。本協定の期間満了後、又は本協定の解除後においても同様とする。

(従事者の監督)

第3 乙は、本業務に従事している者に対し、本業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。本協定の期間満了後、又は本協定の解除後においても同様とする。

(収集の制限)

第4 乙は、本業務を行うために個人情報を収集するときは、本業務の目的の範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外の利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、本業務に関して知り得た個人情報を本業務の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(再委託の禁止)

第6 乙は、本業務を行うための個人情報を自ら取り扱うものとし、甲の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

(適正管理)

第7 乙は、本業務に関して知り得た個人情報の漏えい、改ざん、滅失及び損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(作業場所以外での業務の禁止等)

第8 乙は、本業務の作業場所を甲に報告するものとし、当該作業場所以外で本業務を行ってはならない。また、甲が指定する場所又は当該作業場所以外に個人情報を持ち出してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第9 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、本業務を行うために甲から提供を受け、又は自ら収集した個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還等)

第10 乙は、本業務を行うために甲から提供を受け、又は自ら収集した個人情報が記録された資料等を本協定の期間満了後又は本協定の解除後、直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

(事故発生時における報告等)

第11 乙は、本協定に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがある場合は、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。本協定の期間満了後、又は本協定の解除後においても同様とする。これらの場合において、乙は、甲から立入検査の実施を求められたときは、これに応ずるものとする。

(開示等の求めに応ずる義務)

第12条 乙は、その保有する個人情報について、個人情報の本人から開示、訂正又は利用停止を求められた場合は、甲が行う個人情報の取扱いの例により、これに応ずるものとする。

注 「甲」は広島市を、「乙」は指定管理者を指す。